

『また来てねクーポン券対象事業者募集要項』

1. 事業概要

大和市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響等を踏まえ、市内事業者の事業継続の支援を目的として、お客様の再来店を促すために「また来てねクーポン券」を下記の内容で発行し、市内地域経済の活性化及び消費喚起を図ります。

名 称 : また来てねクーポン券
発 行 者 : 大和市
発 行 枚 数 : 100,000 枚 (1 店舗につき 200 枚)
※先着 500 店舗 (同日 500 店舗を超えた場合は抽選)
クーポン券の構成 : 1 冊「500 円×100 枚」(1 店舗につき 2 冊)
申 込 期 間 : 令和 5 年 9 月 1 日 (金) ~ 令和 5 年 11 月 30 日 (木) まで
使 用 期 間 : 令和 5 年 10 月 1 日 (日) ~ 令和 5 年 12 月 31 日 (日) まで
請 求 期 間 : 令和 5 年 12 月 1 日 (金) ~ 令和 6 年 1 月 31 日 (水) まで
※窓口受付 : 月曜から金曜 (祝日除く) 8:30~12:00、13:00~17:00

- ・市内の店舗での買い物などに使用できるクーポン券を市が作成します。
- ・募集要項をよく読み、事業内容を理解したうえで適切に事業を実施できると判断できた場合のみ、必要書類を揃えて申請してください。
- ・クーポン券取扱店に認定された事業者にクーポン券を 200 枚 (10 万円分)、掲示用ポスター等を提供します。
- ・市から提供されたクーポン券の配布・使用条件は店舗毎で自由に設定できますので、各店舗の状況 (来店頻度・お客様単価等) によりご検討ください。また、来店したお客様に「また来てね!」の気持ちを込めて、クーポン券を渡してください。クーポン券は次回来店以降から使用が可能です。
- ・使用期間後は使用済みクーポン券の枚数に応じて請求していただき、不備等がなければ 30 日程度で市から補助金を交付します。

【遵守していただく事項】

- ・クーポン券が届いたら、全てのクーポン券に店舗名を記入・押印し、使用状況が分かる使用済みクーポン券管理表を作成すること。
- ・取扱店認定後に送付する掲示用ポスターに配布・使用条件を記入して店舗の出入口その他、お客様から見やすい場所に掲示すること。
- ・クーポン券を配布するときは、お客様に使用条件や事業内容等の適切な説明をすること。
- ・クーポン券の配布が終わったら掲示用ポスターに配布終了の記載を行うこと。
- ・本事業の対象とならない商品に対して、クーポン券の使用を認めないこと。
- ・クーポン券と現金の交換、他店への譲渡、販売をしないこと。
- ・取扱店名 (屋号)、所在地、電話番号、業種、営業内容などをホームページ等で公表することについて同意すること。
- ・募集要項の定め及び市からの指示を遵守すること。
- ・その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。

【使用にあたってのご注意】

- ・クーポン券は配布された店舗でのみ使用できます。(クーポン券は次回来店以降から使用可)
- ・クーポン券の額面に満たない使用であっても釣銭の支払いは行わないでください。
- ・クーポン券の使用期間は厳守し、使用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- ・クーポン券が使用された際は、クーポン券の利用日欄にその日付を記入すること。
- ・クーポン券の盗難、紛失、偽造等に対して市は責任を負いません。
- ・クーポン券の偽造その他の不正使用の疑いがあるときは、速やかに産業活性課まで報告してください。
- ・偽造された使用済みクーポン券、未使用のクーポン券を使用したものとして提出されたことや募集要項に違反する使用が判明した場合は当該クーポン券の換金は行いません。
- ・虚偽の申請による換金が行われた場合は、その額の返還を求めます。
- ・クーポン券の配布・使用に際してお客様からの苦情や紛争が生じた場合は、自らの責任において解決に努めていただきます。
- ・募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市が協議してその対応を決定します。

2. 事業者の参加要件

次の(1)～(2)に該当する者としてします。

- (1) 市内に店舗・営業所・事業所を有し、その場で取引を行う者。
(市内に複数の店舗・営業所・事業所を有している場合はそれぞれ登録可)
- (2) 事業の内容を理解したうえで、事業ルールを遵守し適切に実施できる者。

ただし、下記の1)～4)の者は除く。

- 1) 大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に関与する者
- 2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- 3) 公序良俗に反する営業を行う者
- 4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

3. クーポン券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産（土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料等）及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) ギフト券、ビール券、プリペイドカード（おこめ券、図書券）等の金券、電子マネーへの入金など換金性の高いもの
- (4) 切手、官製はがき及び印紙
- (5) 風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業（パチンコ、麻雀、スロット、ゲームセンター等）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において販売若しくは貸出しされる物品又は提供される役務
- (6) 国税、地方税、使用料その他公租公課
- (7) 電気、ガス、水道その他の公共料金及び電話料金
- (8) 大和市有料指定ごみ袋及び大和市収入証紙
- (9) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (10) その他市長が使用対象とすべきでないと思えたもの

4. 事業の流れ

(1) 対象事業者（クーポン券取扱店）の申請 (事業者 → 市)

(令和5年9月1日（金）～令和5年11月30日（木）まで)



(2) 対象事業者（クーポン券取扱店）の認定 (市 → 事業者)



(3) クーポン券の配布・使用 (事業者 ⇄ お客様)

(令和5年10月1日（日）～令和5年12月31日（日）まで)



(4) 補助金の請求 (事業者 → 市)

(令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）まで)



(5) 補助金の交付 (市 → 事業者)

(不備等がなければ、請求から30日程度)

5. 対象事業者（クーポン券取扱店）の申込みについて

この「募集要項」を確認したうえで、事業内容を理解し適切に実施できる場合に限り申込みができます。

(1) 申込期間 : **令和5年9月1日(金)～令和5年11月30日(木) 必着!**

※500 事業者に到達次第、受付終了となります。

(2) 提出書類

- ・大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定申請書【第1号様式】
- ・大和市内の店舗・営業所・事業所で営業を行っていることが分かる書類

【大和市内の店舗・営業所・事業所で営業を行っていることが分かる書類の例】

履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書、営業許可証、青色申告決算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書 など（コピー可）

※確認できない場合は、複数の書類をご提出いただくことがあります。

(3) 申込方法

【市ホームページQRコード】→



- ① 電子申請（市ホームページの案内に従い入力）
- ② 窓口（申請書に必要事項を記入の上、提出書類を産業活性課窓口へ持参）
- ③ 郵送（申請書に必要事項を記入の上、提出書類を下記へ郵送）

【郵送先】 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市役所 産業活性課 また来てねクーポン券担当 宛

※大和市内で複数店舗を持つ事業者は店舗毎に申請が必要です。

6. 対象事業者（クーポン券取扱店）の認定について

申込み後、市で審査を行い認定（不認定）された方へ「大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定（不認定）通知書」等を申請者へ送付します。

<認定された方へ送付する配布物の内訳>

- ・送付状 1枚
- ・大和市また来てねクーポン券発行事業対象事業者認定（不認定）通知書【第2号様式】 1枚
- ・大和市また来てねクーポン券発行事業補助金請求書【第5号様式】 1枚
- ・使用済みクーポン券管理表 1枚
- ・また来てねクーポン券対象事業者募集要項 1冊
- ・また来てねクーポン券取扱店マニュアル 1冊
- ・掲示用ポスター（A3） 4枚
- ・クーポン券（1冊100枚×2冊） 計8点

※送付された配布物に不足がないか確認してください。

※クーポン券の配布及び使用は10月1日（日）からとなりますのでご注意ください。

7. 補助金の交付について

クーポン券の使用期間終了後、使用済みクーポン券の枚数に応じて市から補助金を交付します。

(1) 請求期間 : **令和5年12月1日(金)～令和6年1月31日(水) 必着!**

※窓口受付は平日のみです。年末年始12月29日(金)～1月3日(水)は受付できません。

(2) 提出書類

- ・大和市また来てねクーポン券発行事業補助金請求書【第5号様式】
- ・使用済みクーポン券(店舗名、利用日が記入されていること)
- ・使用済みクーポン券管理表
- ・口座情報(口座番号、口座名義人(カタカナ))の分かる書類

(3) 請求方法

- ① 窓口 (必要事項を記入の上、提出書類を市産業活性課窓口へ持参)
- ② 郵送 (必要事項を記入の上、提出書類を下記へ郵送)

【郵送先】 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
大和市役所 産業活性課 また来てねクーポン券担当 宛

【郵送される方へ】

・郵送での提出も受け付けますが、送付後の未着・紛失など、郵便事故に関する責任は負いかねますのでご了承ください。また郵送費は請求者負担となります。

※複数店舗を持つ事業者は店舗毎に請求が必要です。

※補助金の請求は1回限りですので、クーポン券の不足がないかご確認ください。

※クーポン券が使用済みでもご提出いただかないとその分の支払いは出来ません。

※請求期間を過ぎた場合は支払いができません。

※「対象事業者認定申請書」と「補助金請求書」の申請者は同一にしてください。

※「補助金請求書」の申請者と口座名義人が異なる場合は、「委任状」に記入・押印してください。

8. 補助金の支払い

請求書類一式を受領後、不備等がなければ30日程度で指定の口座へ振込みます。振込名義人は「ヤマトサンギョウカツセ」と記名されます。

9. 対象事業者(クーポン券取扱店)の取消等

「募集要項」の各事項に違反する行為や虚偽の申請や不正が発覚した場合、換金の拒否、取扱い事業者の認定の取消し、補助金の返還等が生じる場合があります。

10. お問い合わせ先

取扱いを希望される事業者は、内容をご確認いただき産業活性課へお申込みください。
不明な点は下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1 産業活性課 商業活性係

電話：046-260-5134（月曜から金曜（祝日除く）8:30～12:00、13:00～17:00）

このようなQ&Aを市ホームページに掲載しています。

参考にご覧ください。

Q. 市内と市外に1店舗ずつ営業しています。

2店舗分の申請はできるか？

A. 大和市で営業している1店舗分のみ申請が可能です。

Q. 大和市内に本社（人事や総務のみを行う場所）があります。店舗は他市にあるがクーポン券の取扱店に申請は可能か？

A. 申請できません。

市内でお客様が訪問・来店する形態の店舗のみが対象です。
（飲食、小売、サービス等を営む店舗）

Q. テイクアウト専門店でも申請することはできるか？

A. 店舗に来店する事業形態であれば申請可能です。

Q. クーポン券を紛失したが再発行できるか？

A. 再発行はできません。

・
・
・
・
・